

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	町田市 国民健康保険事務 基礎項目評価書(案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険事務	
②事務の概要	町田市は、「国民健康保険法」、「地方税法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付等に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に基づき、以下の事務で取り扱う。	
③システムの名称	・国民健康保険システム ・税務システム ・画像レセプトシステム ・健康管理システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・国保総合システムおよび国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条（利用の範囲）別表の16、30、59、76項（地方税法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法）、101項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第16条、第24条、第46条、第54条 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ＜提供ができる根拠＞ 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項） ＜照会ができる根拠＞ 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（27、42、43、45の項） 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ＜提供ができる根拠＞ 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 ＜照会ができる根拠＞ 第20条、第25条、第25条の2 第1欄（情報照会者）が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項（121の項） ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき生活部保険年金課、財務部納税課
②所属長の役職名	いきいき生活部保険年金課長、財務部納税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課、財務部納税課 電話:042-724-4027(保険年金課)、042-724-2121(納税課) FAX:050-3101-5154(保険年金課)、050-3085-6237(納税課)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	(省略) 〈照会ができる根拠〉	(省略) 〈照会ができる根拠〉	事後	
平成29年6月30日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	黒田 豊	岡林 得生	事後	
平成29年6月30日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	・国民健康保険システム ・画像レセプトシステム	・国民健康保険システム ・画像レセプトシステム	事前	
平成29年6月30日	1 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
平成29年6月30日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
平成30年6月29日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	いきいき生活部保険年金課	いきいき生活部保険年金課、財務部納税課	事後	
平成30年6月29日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	岡林 得生	岡林 得生、田代 章憲	事後	
平成30年6月29日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課、財務部	事後	
平成31年2月28日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	岡林 得生、田代 章憲	いきいき生活部保険年金課長、財務部納税課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	・国民健康保険システム ・画像レセプトシステム	・国民健康保険システム ・税務システム	事後	
令和2年9月30日	1 関連情報 3. 個人番号の利用		【変更箇所】 以下の内容を追加	事前	
令和2年9月30日	1 基本情報 4. 情報提供ネットワークス		【変更箇所】 以下の内容を追加	事前	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	令和1年10月1日時点	令和1年11月11日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日時点	令和1年11月11日時点	事後	
令和4年3月16日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを		特定個人情報ファイルは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座	事前	
	1 関連情報 3. 個人番号の利用		101項	事前	
	1 関連情報 3. 個人番号の利用	〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)	〈オンライン資格確認業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)	事後	
	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークス		第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の	事前	
	1 基本情報 4. 情報提供ネットワークス	〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情	〈オンライン資格確認業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情	事後	
令和7年2月1日	II 1いきい値判断項目 1.対象人数	令和元年11月11日 時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月1日	II 1いきい値判断項目 2.取扱者数	令和元年11月11日 時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月3日	1 関連情報 3.個人番号の利用	〈オンライン資格確認業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)	〈オンライン資格確認業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	(無し)	(新様式より追加、入力)	事後	
令和7年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報 の主体であることにかんがみ、市民の自己に 関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等 を求める権利を保障するとともに、個人情報 の適正な取扱いを確保することにより個人情報 を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、 市民の信頼に裏付けられた人間尊重の姿勢を 実現することを目的とする。	(削除)	事後	2023年4月1日個人情報保護法の改正により、自治体ごとに ルールを定める必要がなくなり町田市個人情報保護 条例を廃止したため。
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	担当課:総務部 市政情報課	担当課:総務部 法務課	事後	